

登米市議会改革推進会議 調 査 報 告 書

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

登米市議会改革推進会議

委 員 長 及川 昌憲

副委員長 關 孝

委 員 熊谷 和弘

委 員 日下 俊

委 員 工藤 淳子

委 員 浅野 敬

委 員 佐々木 一

委 員 伊藤 栄

委 員 熊谷 憲雄

目 次

1. はじめに	1
2. 調査事件	1
3. 調査の経過	1
4. 調査結果	
(1) 通年議会の導入について	1
(2) 議会基本条例の検証について	2
(3) タブレット端末の活用について	3
5. おわりに	3
資料 議会改革推進会議開催状況	5
資料 登米市議会基本条例の検証結果について (報告)	6
資料 タブレット端末導入に当たっての検討事項 (申し送り事項)	32

1. はじめに

登米市議会は、議会の役割と議会に関する基本的事項を明確化することにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、平成23年12月に「登米市議会基本条例」を制定し、平成24年4月から施行している。

議会改革推進会議は、議会基本条例第16条の規定に基づき、議会改革を継続的に進めるために設置するもので、「議会基本条例の検証」、「議会機能のあり方」、「議会の改革」を所掌事務としている。

本推進会議は、設置後2回目の委員構成となり、平成25年4月に行われた市議選後、会派から選出された9名の議員をもって構成された。

今期推進会議委員の任期は、平成27年5月13日までとなっており、任期満了を迎えるにあたって、ここに調査報告を行うものである。

2. 調査事件

- (1) 通年議会の導入について
- (2) 議会基本条例の検証について
- (3) タブレット端末の活用について

3. 調査の経過

調査事件については、前期推進会議からの引継項目である「通年議会の導入」に加え、「議会基本条例の検証」と「タブレット端末の活用」の3点とした。

この3点について、これまで15回の会議と3回の行政視察を行い、調査事件の検討を行った。

(P5 資料「議会改革推進会議開催状況」)

4. 調査結果

(1) 通年議会の導入について

地方分権が進む中、市民の多様化する意見、事務事業の拡大に伴う議会の監視機能、政策立案等の強化など、議会が果たす役割が大きくなる一方、議会は、年4回の会期中と、閉会中の委員会での継続審議・継続調査の活動しか行うことができず、案件に応じた弾力的かつ緊急的対応は困難な状況にあった。

こうした中、平成24年9月に「条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるもの」とする地方自治法の一部改正が行われ、従来から固定化した開催回数、会期日数に捉われず、市政の実情に応じた議会・議員活動の拡大を図ることが可能となった。

本推進会議では、引継項目とされた「通年議会の導入」について、導入自治体議会への視察を行い、想定されるメリット・デメリットを検証し、委員会での協議を重ねた。また、全員協議会及び軽井沢町議会の議会運営委員会委員長を講師とする先進地における取組事例の議員研修会を開催するなど、通年議会の導入に対する議員の理解を深めた。

その結果、平成26年9月定例会において、定例会の回数を定める条例の一部改正など、関連議案3件を可決し、平成27年1月から年間を通して会期とする通年議会が導入されることとなった。

また、市長において議会の議決に付す公用車の交通事故に係る損害賠償など、件数が多い事案について、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、地方自治法第180条第1項による専決処分事項の指定を行い、1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償額の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関することを専決処分事項とした。

現在、会期を平成27年1月16日から12月28日までとし、これまで「2月定期議会」、「3月特別議会」を開催している。また、休会中の常任委員会の所管事務調査についても、日程をあらかじめ執行部と十分協議の上、実施している。

通年議会導入の最大のメリットは、会期を通年とすることにより、常に議会が活動できる状態となり、災害などの突発的な事態にも迅速かつ適切に対応できるようになり、また、常任委員会を通年で所管事務調査を行うことが可能となり、議会の更なる活性化が期待されることである。

導入による様々な変化や影響については、今後、一定の期間を経た段階で検証を行うこととなる。

（2）議会基本条例の検証について

議会基本条例は、平成24年4月1日の施行から3年という期間が経過し、条例に規定する議会及び議員の果たすべき役割について、議会基本条例第25条の規定に基づき、推進会議において5回の会議を開催し、条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、「評価項目」、「実績」、「評価結果・達成度」、「方向性」を整理し、別紙のとおり評価結果を取りまとめた。

（P6 資料「登米市議会基本条例の検証結果について（報告）」）

(3) タブレット端末の活用について

議会資料のペーパーレス化はもとより、市民により開かれた、分かりやすい議会を目指すとともに、幅広い議員活動を展開していくため、タブレット端末の活用について検討する自治体議会が増えている。

登米市議会では、市で実施している「職員提案制度」において、タブレット端末の活用について提案があったことなども踏まえ、現在、議会運営委員会において検討が重ねられている。

当推進会議においても、議会運営委員会からの検討要請を受け、これまで先進地の取組事例について行政視察を行うなど、検討を重ねてきた。

検討の結果、平成28年度当初に導入する方向で進めていくことを全会一致で確認し、端末の選定、その他導入に当たっての具体的な検討事項は、次期推進会議において引き続き検討していくこととし、別紙のとおり「申し送り事項」として取りまとめを行った。

(P32 資料「タブレット端末導入に当たっての検討事項
(申し送り事項)」)

5. おわりに

登米市議会は、市制施行後2度の改選を行い、現在、3期目の折返しを迎えたが、平成27年度は、総合計画基本構想及び基本計画、行財政改革大綱及び環境基本計画の次期計画策定に向けた重要な年となる。

議会基本条例において議決事件としていることを十分認識し、市政における重要な計画の決定に対して、積極的に参画していくことが必要である。

今後、議会として必要と思われる具体的な取組みについては、議会基本条例の検証作業を通じて、評価結果として別紙のとおり取りまとめたところであるが、以下の項目については、特に意を用いて検討をお願いしたい。

請願及び陳情の審査については、陳情についても趣旨説明を行う機会の確保について検討が必要と考える。

議会モニターの設置については、必要性について検討を続け、設置に向けて取り組んでいくことが必要と考える。

事務執行の評価の部分については、「チェックシート」、「事業評価表」、「カルテ」などを用いたこれまで多摩市、所沢市など、視察研修を行った先進自治体議会が行う取組を実践することができなかったため、今後実施に向けて取り組んでいくことが必要と考える。

委員会による政策立案については、今後も積極的に実施していくとと

もに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価について、取り組んでいくことが必要と考える。

学識経験者で構成する調査機関の設置については、必要と思われる案件について検討を続け、必要に応じて設置に向けて取り組んでいくことが必要と考える。

併せて、市民との関係については、情報の共有と公開をもとに、市民参画を強力に推進し、市民主権による自立した登米市づくりについて、市民と共に実践していくことが、登米市議会の最大の使命と考える。

そのためにも我々議員、そして議会は、自らの特性を自覚し、その特性を最大限活用した活動を引き続き進め、議会機能のあり方を継続して協議していかなければならない。

今後も、議会として市政に対してどのような関わりを持たせていくことが必要か検討を重ね、次期推進会議が登米市議会の更なる発展に向けた取組を進めることを切望し、調査報告とする。

議会改革推進会議開催状況

(平成25年度)

開催日	開催内容
H25. 5. 14	正副委員長の互選
H25. 6. 25	審議項目について 今後の開催について 基本条例の実践
H25. 9. 11	行政視察について
H25. 11. 14	行政視察（長野県小布施町）「通年議会について」
H25. 11. 15	行政視察（長野県軽井沢町）「通年議会について」
H25. 12. 17	今後の進め方 行政視察の実施について
H26. 1. 31	行政視察（柴田町）「通年議会について」 行政視察（蔵王町）「通年議会について」
H26. 2. 6	意見交換会に係る市民意見に対する内容調査 通年議会について 基本条例の検証について

(平成26年度)

開催日	開催内容
H26. 6. 6	通年議会について 基本条例の検証について
H25. 7. 24	通年議会について
H25. 8. 18	通年議会について
H25. 9. 11	通年議会について
H26. 12. 5	意見交換会に係る市民意見に対する内容調査 行政視察について
H26. 12. 19	通年議会に伴う常任委員会の運営について 今後の協議事項について
H27. 1. 16	基本条例の検証について タブレット端末の活用について 行政視察について
H27. 2. 12	行政視察（埼玉県所沢市）「議会評価、議会改革評価について」
H27. 2. 13	行政視察（東京都中野区）「タブレット端末の活用について」
H27. 2. 23	基本条例の検証について
H27. 3. 4	基本条例の検証について
H27. 3. 12	基本条例の検証について
H27. 3. 26	基本条例の検証について タブレット端末の活用について

平成27年3月26日

登米市議会議長 田口 久義 殿

議会改革推進会議
委員長 及川 昌憲

登米市議会基本条例の検証結果について（報告）

登米市議会基本条例第25条及び登米市議会改革推進会議の設置に関する規程第2条の規定に基づき、議会基本条例の検証を行ったので、別紙のとおり報告します。

【委員会開催状況】

- ・ 第1回 平成27年1月16日（他市の評価手法の研究等）
- ・ 第2回 平成27年2月23日（検証作業）
- ・ 第3回 平成27年3月4日（検証作業）
- ・ 第4回 平成27年3月12日（検証作業）
- ・ 第5回 平成27年3月26日（検証作業、議長報告案の確認等）

【別紙】

- ・ 議会改革推進会議における評価結果
- ・ 登米市議会基本条例評価表
- ・ 根拠条項

議会改革推進会議 委員名簿

役 職	氏 名	会 派
委 員 長	及 川 昌 憲	登米・みらい21
副委員長	關 孝	新・立志の会
委 員	熊谷 和弘	無会派
委 員	日下 俊	新・立志の会
委 員	工藤 淳子	日本共産党市議団
委 員	浅野 敬	絆
委 員	佐々木 一	登米・みらい21
委 員	伊藤 栄	登米フォーラム
委 員	熊谷 憲雄	絆

議会改革推進会議における評価結果

議会改革推進会議において行った検証の詳細については、別紙「登米市議会基本条例評価表」のとおりであり、議会基本条例の条項ごとに「評価項目」を設定し、「実績」、「評価結果・達成度」、「方向性」を整理した。

なお、評価項目に対する実績、評価結果に基づき、今後のあり方を「方向性」として整理し、以下の4つの区分とした。

継続…評価項目については実施しており、今後も引き続き実施していくものについて、方向性を「継続」とする。

拡充…評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの拡充、拡充の検討が必要と思われるものについて、方向性を「拡充」とする。

改善…評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの改善、改善の検討が必要と思われるものについて、方向性を「改善」とする。

実施…評価項目については実施しておらず、今後も引き続き実施に向けた努力を行っていくものについて、方向性を「実施」とする。

以上を踏まえ、評価項目に対するこれまでの実績から、特に検討が必要と思われる項目について、議会改革推進会議の評価結果として、別紙のとおり報告する。

【評価項目】意見交換会で出された質問・意見等の回答の公開
【方 向 性】改善

平成26年7月に意見交換会を開催し、その後、意見等のホームページへの掲載が10月、意見等に対する回答のホームページへの掲載は2月と、実施から公開に至るまで、約7カ月を要している。

現在、政策企画調整会議を中心に様々な課題の整理が行われ、質問、意見等の分類方法などについても、広報広聴委員会にて検討中であるが、今後も、公開のあり方について検討が必要である。

【評価項目】傍聴環境の整備
【方 向 性】拡充

議場内に傍聴者用の大型ディスプレイを設置し、議会中継及び質問時の補足説明資料を表示、また、傍聴席までの階段に手すりを設置するなど、傍聴環境の整備は行われているものの、傍聴者数は、平成24年…42日109人、平成25年…35日127人、平成26年…33日53人と、1日平均約1.6人から3.6人を推移しており、決して多いとは言えない状況にあることから、今後、以下の点について検討が必要である。

- ・「一般質問通告書」の公開。
- ・傍聴者から、受付場所が分かりにくいなどの意見があることを踏まえ、受付の場所や表示を工夫すること。
- ・総合支所、公民館等におけるテレビ、パソコン等による傍聴の実態について調査を行い、今後の公共施設における傍聴環境を整備すること。
- ・傍聴者数を増やすための手法として、現行の防災行政無線、H@FM、議会だよりを活用した呼びかけを工夫していくことに加え、広報とめを活用すること。
- ・傍聴に来た方だけにではなく、広く市民に一般質問の内容をお知らせするような取組や、ポスターによる市役所来庁者への議会開催の周知など、情報発信のあり方。

【評価項目】専門的知見の活用、公聴会の開催**【方 向 性】実施**

平成24年9月に行われた地方自治法の一部改正により、本会議における活用、開催が可能となったところであるが、今後も、活用、開催が必要な案件について検討を続け、活用、開催に向けて取り組んでいく必要がある。

【評価項目】議会中継**【方 向 性】拡充**

ホームページ上で生中継と録画中継を配信しているが、より一層の閲覧環境の充実を図るため、スマートフォンを活用した議会中継の閲覧、ホームページ上の各ページへのアクセスカウンターの設置について検討する必要がある。

【評価項目】委員会報告書の公開**【方 向 性】実施**

行政視察の内容など、委員会の実施状況については、現在、議会だよりにて公開しているが、今後、常任委員会調査報告書のホームページへの掲載について、検討が必要である。

また、ホームページへ掲載している「会議の開催状況」についても、現在、「日時、場所」の掲載に止まっており、今後、会議内容の掲載についても検討が必要である。

【評価項目】議会モニターの設置**【方 向 性】実施**

議会基本条例第8条において、市民意見を議会運営に反映させるため、議会モニターを設置することができる旨規定している。

設置規程は整備しているが、今後も、設置に向けて取り組んでいく必要がある。

【評価項目】議会による事務執行の監視及び評価
【方 向 性】実施

議会として適正な監視が行われている一方、評価の部分については、チェックシート、事業評価表、カルテなどを用いた、多摩市、所沢市など、視察研修を行った先進自治体議会のような取り組みは、実施することができなかった。今後も、市長等と緊張感ある関係の保持、事務執行の監視及び評価について、研究を続けていく必要がある。

【評価項目】議長を通じた市長等への文書質問
【方 向 性】実施

議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができるが、これまで実績はなく、今後、積極的に活用する必要がある。

【評価項目】市長に対する説明要求
【方 向 性】実施

議会基本条例第10条において、議会は、市長が提案する政策について、政策の発生源、提案に至るまでの経緯、将来にわたるコスト計算など、政策の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、説明を求める旨規定している。

これまで、議員、委員会、会派レベルでは実施しているが、今後、重要政策の考え方を整理し、議会として、より一層の説明責任を果たしていくことが必要である。

【評価項目】施策別又は事業別の説明資料の要求
【方 向 性】実施

議会基本条例第11条において、議会は、予算及び決算の審議に当たり、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができる旨規定しており、これまで以上に、説明資料の充実に努めるよう求めていく。

【評価項目】委員会による積極的な政策立案・市政運営の監視評価
【方 向 性】拡充

委員会として適正な監視が行われている一方、評価の部分については、チェックシート、事業評価表、カルテなどを用いた、多摩市、所沢市など、視察研修を行った先進自治体議会のような取り組みは、実施することができなかった。

今後も政策立案を積極的に実施していくとともに、委員会による市政運営に係る評価について、取り組んでいく必要がある。

【評価項目】委員会による意見交換会の開催
【方 向 性】拡充

議会基本条例第14条において、委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努める旨規定している。

これまでの実績として、教育民生常任委員会による社会福祉協議会、保育所協議会との意見交換会、産業建設常任委員会によるＪＡ、森林組合、農業委員会、産業振興会等との意見交換会が実施されているが、今後、総務企画常任委員会において、行政区長会や消防団など、積極的な意見交換会の開催が必要である。

○登米市議会改革推進会議の設置に関する規程（抜粋）

平成24年3月23日

議会告示第6号

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 条例第25条に定める、目的が達成されているかの検証及び見直し手続きに関すること。
- （2） 議会機能のあり方に関すること。
- （3） その他議会の改革に関すること。

○登米市議会基本条例（抜粋）

平成23年12月22日

登米市条例第35号

（見直し手続）

第25条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
前文		※略	—	—	—	—	
目的	1条	この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	—	—	—	—	
議会の活動原則	2条	(1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	公平性、公正性及び透明性の確保 市民に開かれた議会運営	※第2条、第3条は「議会及び議員の活動原則」を規定しており、その具体的な取組は、第5条以降で各評価項目に対する実績を掲載しているため省略。	今後も引き続き、市民に開かれた議会を目指していく。	1継続	
		(2) 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見(以下「市民の意見等」という。)を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民参加の機会の拡充	※第2条、第3条は「議会及び議員の活動原則」を規定しており、その具体的な取組は、第5条以降で各評価項目に対する実績を掲載しているため省略。	今後も引き続き、市民参加の機会の拡充に努めていく。	1継続	
		(3) 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言(以下「政策立案等」という。)の強化に努めること。	市民意見をもとにした政策立案等の強化 (関連条文:第9条第1項)	登米市空き家等の適正管理に関する条例の制定。	議員提案による政策条例を12月定例会において可決。合併後初めての取組みという点は大いに評価できる一方、執行部との調整など、素案作成から条例制定に至るまで長期間を要したため、今後、迅速な事務手続きについて更なる研究が必要と思われる。	3改善	
		(4) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	市民目線による市政運営の監視評価	実績なし。	市民目線による市政運営の監視評価のあり方について研究していく必要がある。	4実施	
議員の活動原則	3条	(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	自由討議 (関連条文:第13条)	常任委員会等において、請願審査、意見書の提出、委員会報告書の確認など、執行部を退席させた中で自由討議を実施している。	自由討議の進め方について申合せに規定しているが、「議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営」を目指すべく、本会議、常任委員会等における実施方法等について模索・研究する必要がある。	2拡充	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
		(2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をする事。	市民意見の把握 自己研さん (関連条文:第18条)	毎年、議会主催による「議員研修会」を開催。 H26は、軽井沢町議会の内堀議運委員長を招き、通年議会について講演をいただいた。 また、県議長会主催による研修会にも参加。 その他、栗原市、一関市との3市議員交流会時に研修会を開催。	今後も各種研修会を開催するなど、自己資質を高める不断の研さんに努めていく。	1継続	
		(3) 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動をする事。	市民全体の福祉向上を目指した活動の実施	※第2条、第3条は「議会及び議員の活動原則」を規定しており、その具体的な取組は、第5条以降で各評価項目に対する実績を掲載しているため省略。	今後も、特定の団体や出身町域の代表にとどまらない、市民全体の福祉向上を目指す取組を行っていく。	1継続	
会派	4条	議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派の結成	5会派を組織。	—	—	
	2	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成する会派の構成	—	—	—	
	3	会派は、政策立案等を積極的に行うものとする。	会派による政策立案	空き家条例の素案作成(登米フォーラム)。	これまでどおり積極的に取り組む。	1継続	
市民参加及び市民との連携	5条	議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	議会による意見交換会の開催 (関連条文:第14条)	【H24①】6月開催(延べ2日間) 「市政・議会運営について」 9会場(参加者数…91人) 意見要望等件数…154件 【H24②】12月開催(延べ2日間) 「議会・議員活動と議員定数」 9会場(参加者数…107人) 意見要望等件数…152件 【H25】10月・11月開催(延べ4日間) 「地域づくりと課題」 21会場(参加者数…170人) 意見要望等件数…331件 【H26】7月開催(延べ4日間) 「子育て支援、公共施設のあり方」 21会場(参加者数…207人) 意見要望等件数…306件	これまでどおり取り組む。	2拡充	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
			意見交換会で出された質問・意見等の回答の公開	【H26】 ・意見交換会の実施…7/15、7/16、7/23、7/24 ・10/1…意見等をホームページへ掲載 ・2/18…意見等に対する回答をホームページへ掲載	実施から公開に至るまで約7カ月を要しており、公開のあり方について検討が必要と思われる。	3改善	質問、意見等の分類方法など、現在、広報広聴委員会にて検討中。
			傍聴環境の整備	・議場内に傍聴者用の大型ディスプレイを設置し、議会中継及び質問時の補足説明資料を表示(H25第4回定例会より)。 ・傍聴席までの階段に手すりを設置(H25.9.24)。 ・傍聴実績(定例会・臨時会・予算決算審査特別委員会)※暦年集計 【H24】 42日 109人 【H25】 35日 127人 【H26】 33日 53人	・傍聴者から「一般質問通告書」の公開を求める声があるため、検討が必要。 ・傍聴者から、受付場所が分かりにくいなどの意見があることを踏まえ、受付の場所や表示の工夫について、検討が必要。 ・総合支所、公民館等におけるテレビ、パソコン等による傍聴の実態について調査を行い、今後の公共施設における傍聴環境について、検討が必要。 ・傍聴者数を増やすための手法として、現行の防災行政無線、H@FM、議会だよりを活用した呼びかけを工夫していくことに加え、広報とめの活用等についても、検討が必要。 また、傍聴に来た方だけでなく、広く市民に一般質問の内容をお知らせするような取組や、ポスターによる市役所来庁者への議会開催の周知など、情報発信のあり方についても、検討が必要。	2拡充	県議会では、一般質問の一覧を新聞に掲載している。
	2	議会は、定例会及び臨時会(以下「本会議」という。)のほか、全ての会議を原則公開とする。	全ての会議の原則公開	本会議は原則公開の取扱いをしているが、常任委員会、特別委員会及び会議規則別表に定めるその他会議については、議長又は委員長の許可により傍聴を認めている。	委員会室で会議を開催する場合、スペースの都合上、傍聴に一定の制限をかけざるを得ない状況にある。	3改善	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
		会議録 (関連条文:第6条第2項)	本会議及び予算決算審査特別委員会の会議録については、ホームページの検索システムにより閲覧に供しているが、常任委員会及びその他会議については、請求があった場合のみ公開している。	常任委員会調査報告書のホームページへの掲載について、検討が必要。	2拡充	
		傍聴者への資料提供	傍聴者用に用意した資料を提供	・傍聴者から「一般質問通告書」の公開を求める声があるため、検討が必要。	2拡充	
		議案・関係資料の公開	受付に議員に配布した資料と同じものを傍聴者用閲覧資料として3部用意し、傍聴席など指定した場所で閲覧することができる環境を整備している。 また、ホームページに議案、提案理由説明、予算書(抜粋)を掲載している(H25第2回定例会～)。	これまでどおり取り組む。	1継続	
		議会映像の公開 (関連条文:第6条第2項)	インターネット上及び庁内で、生中継及び録画中継を実施(本会議・予算決算審査特別委員会)している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
		その他の議会情報の公開 (関連条文:第6条第2項)	上記のほか、ホームページにおいて、各種会議の開催状況、議決結果、各議員の賛否一覧、議長交際費執行状況、政務活動費収支報告などを掲載している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
3	議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	専門的知見の活用	実績なし。	今後も、専門的知見の活用が必要な案件について検討を続け、活用に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	H24.9自治法改正により、本会議での活用が可能となった。
		公聴会の開催	実績なし。	今後も、公聴会が必要な案件について検討を続け、開催に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	H24.9自治法改正により、本会議での開催が可能となった。
4	議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	請願・陳情者の直接説明	請願、陳情の受理件数 【H26】 請願0件 陳情22件(市内5、市外17) 【H25】 請願1件 陳情9件(市内1、市外8) 【H24】 請願0件 陳情5件(市内0、市外5)	請願だけでなく、陳情についても、趣旨説明を行う機会の確保について、検討が必要。	2拡充	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
	5	議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案等を行うものとする。	議会モニターの設置 (関連条文:第8条)	実績なし。	今後も、議会モニター設置の必要性等について検討を続け、設置に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	
広報・広聴活動	6条	議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	議案に対する各議員の賛否結果の公表 (関連条文:第5条第2項) 市民に対する市政情報の提供	ホームページ及び議会だよりで公表。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	ホームページ充実による議会情報の発信 (関連条文:第5条第2項)	議員名簿、議会開催状況、議会概要など掲載。	これまでどおり取り組む。	1継続	
			議会中継 (関連条文:第5条第2項)	ホームページ上で生中継と録画中継を配信。 アクセス件数 【H26】 生中継…33日 4,632件(140件/日) 録画中継…2,976件(248件/月) 【H25】 生中継…35日 5,902件(168件/日) 録画中継…3,635件(303件/月) 【H24】 生中継…42日 6,770件(161件/日) 録画中継…3,552件(296件/月)	ホームページの各ページにアクセスカウンターの設置が可能か確認する。 スマートフォンを活用した議会中継の閲覧について検討する。	2拡充	
			会議録の公開 (関連条文:第5条第2項)	ホームページから過去の会議録が検索可能。 会議録検索システム導入前の会議録(H17～H21)についても、平成26年度から検索、閲覧が可能。 アクセス件数 【H26】 3,397件(月平均283件) 【H25】 3,786件(月平均316件) 【H24】 2,918件(月平均243件)	これまでどおり取り組む。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
		議案・関係資料の公開 (関連条文:第5条第2項)	ホームページ上で一部を公開。	これまでどおり取り組む。	1継続	
		委員会報告書の公開 (関連条文:第5条第2項)	実績なし(概要は議会だよりにて公開)。	常任委員会調査報告書のホームページへの掲載について、検討が必要。 ホームページへ掲載している「会議の開催状況」について、日時、場所のみならず、会議内容の掲載についても検討が必要。	4実施	
		議員の視察報告の公開 (会派による政務活動報告及び常任委員会における議員個人の視察報告)	実績なし。	今後も、議員の視察報告公開の必要性等について検討を続け、公開に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	
		政務活動費の使途内容の公開	広報紙(年1回)及びホームページ上で、使途ごとに収支報告。	これまでどおり取り組む。	1継続	
		議長交際費の公開	ホームページ上で毎月公開。	これまでどおり取り組む。	1継続	
3	議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場(以下「意見交換会」という。)の開催等の広聴活動を積極的に行うものとする。	議会による意見交換会の開催 (関連条文:第5条第1項)	意見交換会の実績は、前述(第5条第1項)のとおり。	政策企画調整会議を中心に、様々な課題の整理を行っている。実施から公開に至るまで約7カ月を要しており、公開方法について検討が必要と思われる。	3改善	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
	4	議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	広報広聴委員会の設置	各常任委員会から3名ずつ選出し、9名で構成。 【所掌事務】 (1) 市民との意見交換会の企画及び運営に関すること。 (2) 市民との意見交換会で聴取した意見等の整理に関すること。 (3) 議会報の編集に関すること。 (4) 議会のホームページに関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。	適切に所掌事務が実施されている。	1継続	
	5	前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定(H24.3.23告示第4号) 施行年月日(H25.4.29)	制定済。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
政策企画調整会議	7条	議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。	政策企画調整会議の設置	議長、副議長並びに議会運営委員会委員、各常任委員会及び広報広聴委員会の各委員長の12名で構成。 【所掌事務】 次に掲げる意見及び政策提言について、議会としての対応方針を協議。 (1) 市民との意見交換会で聴取した意見 (2) 常任委員会による政策提言 (3) 特別委員会による政策提言 (4) 会派による政策提言 (5) 議員による政策提言 (6) 前各号に掲げるもののほか、その他議会に寄せられた意見であつて、議長が必要と認めるもの 【主な取組】 意見交換会において出された意見・要望等の取りまとめを行った。意見要望等件数(H24①…154件、H24②…152件、H25…331件、H26…306件) 会派から提出された空き家条例の素案について、協議・立案を行った(H26)。	適切に所掌事務が実施されている。	1継続	
	2	前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定(H24.3.23告示第5号) 施行年月日(H24.4.1)	制定済。	1継続	
議会モニター	8条	議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	議会モニターの設置 (関連条文:第5条第5項)	設置していない。	今後も、議会モニターの設置に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	
	2	前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定(H24.3.23告示第7号) 施行年月日(H24.4.1)	設置規程の制定は行つたが、設置には至っていない。	4実施	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
市長等との関係	9条	議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。	市長等と緊張感ある関係の保持・事務執行の監視及び評価 政策立案による市政の発展 (関連条文:第2条第3号)	議会として適正な監視が行われている一方、評価の部分については、チェックシート、事業評価表、カルテなどを用いた、多摩市、所沢市など、視察研修を行った先進自治体議会のような取り組みは、実施することができなかった。	今後も、市長等と緊張感ある関係の保持、事務執行の監視及び評価について研究を続けていく必要がある。	4実施	
	2	本会議における一般質問は、広く市政に係る論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うことができるものとする。	一般質問時の一問一答制の実施	1問目は演壇にて一括質疑を行い、2問目以降は発言席にて一問一答方式を実施している。	先例において、質疑の回数は同一議題について3回までとされているため、1回に複数の質問を行うことが議員間に浸透しており、一般質問の2問目以降についても、一問一答方式が実行されていないケースが見受けられる。	1継続	
	3	議長から本会議又は委員会等への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。	反問権の付与・実施	付与しているが、実施はない。	内容や趣意の確認、論点や争点の明確化などの、内容を限定して反問権を認めている自治体議会もあり、今後、質問に対する執行部答弁の適格性などを踏まえ、実施の働きかけについて検討が必要と思われる。	4実施	
	4	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議長を通じた市長等への文書質問	実績なし。	積極的に活用する必要がある。	4実施	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
市長による政策等の形成過程の説明	10条	議会は、市長が提案する政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 (6) 関係する法令並びに条例及び規則(以下「条例等」という。) (7) 財源措置 (8) 将来にわたるコスト計算	市長に対する説明要求(1)～(8)	実績なし。	これまで、議員、委員会、会派レベルでは実施しているが、今後、重要政策の考え方を整理し、議会として、より一層の説明責任を果たしていくことが必要。	4実施	
	2	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に役立てる審議に努めるものとする。	立案及び執行の論点及び争点の明確化 執行後における政策評価に役立てる審議	実績なし。	政策の実績、課題、方向性などについて、常任委員会などを中心とした政策評価について今後検討が必要と思われる。	4実施	
出政策説明資料の提出	11条	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	施策別又は事業別の説明資料の要求	一般質問及び議案に対する資料請求の申出を議長あて行っている。	これまで以上に説明資料の充実に努めるよう求めている。	2拡充	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議決事件	12条	法第96条第2項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な事件の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) 登米市総合計画基本構想及び基本計画 (2) 登米市行財政改革大綱・登米市行財政改革実施計画 (3) 登米市環境基本計画 ※平成27年3月10日追加 (4) 原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結	市政における重要な計画等の決定に参画するという観点による議決事件の追加及び追加事件の議決	以下の計画年次等に基づき、所定の時期に係議案が提出されることとなる。 (1) 登米市総合計画基本構想及び基本計画 ・第1次…H18～H27 ・第2次…H28～H37 ※ただし、第2次登米市総合計画基本計画については、社会情勢等により5年(中間)で見直しを行う場合がある。 (2) 登米市行財政改革大綱・登米市行財政改革実施計画 ・第1次…H18～H22 ・第2次…H23～H27 (3) 登米市環境基本計画 ・第1次…H20～H27 (4) 原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結について ・平成27年3月10日可決(賛成18反対6) ・同協定に係る附帯決議を同日可決(賛成20反対4)	追加事件の議決にあたっては、あらかじめ全員協議会を行うなど、事前の話し合いにより理解を十分深める。 また、協議等の場や常任委員会、特別委員会等においても、積極的な参画を図っていくことが必要。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議員相互間の討議	13条	議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。	議員間討議(自由討議)の規定・実施 (関連条文:第3条)	常任委員会等において、請願審査、意見書の提出、委員会報告書の確認など、執行部を退席させた中で自由討議を実施している。 ＜参考:自由討議に係る申合せ＞ ＜進め方＞ ① 自由討議は、質疑終結後、動議があったとき又は議長・委員長が必要と認めたときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。 ② 自由討議は、発言の時間や回数に制限を加えないことを原則とする。ただし、議長・委員長が必要があると認めたときは、会議に諮って時間や回数等に制限を加えることができる。 ③ 自由討議は、原則公開して行うものとする。ただし、秘密会においてはこの限りではない。 ④ 自由討議を行う場合は、出席を要請した市長等を退席させるものとする。ただし、動議又は議長・委員長が必要があると認めたときは、会議に諮って在席させることができる。	「議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営」を目指すべく、他自治体議会における実施状況も参考にし、本会議、常任委員会等における実施方法等について模索・研究する必要がある。	2拡充	
	2	議員は、本会議及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	議員相互間の議論を尽くした合意形成				
委員会等の適切な運営	14条	議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	議会における常任委員会調査報告	定例会(定期議会)最終日に実施。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	委員会等は、議会における政策立案等を積極的に行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	①委員会による積極的な政策立案 ②委員会による市政運営の監視評価 (関連条文:第9条第1項)	①旧産業経済委員会において政策提言を行ったことがある。 【H24】 三陸自動車道登米インター付近への農林畜産物を販売する物産センターの建設について ②委員会として適正な監視が行われている一方、評価の部分については、チェックシート、事業評価表、カルテなどを用いた、多摩市、所沢市など、視察研修を行った先進自治体議会のような取り組みは、実施することができなかった。	今後も政策立案を積極的に実施していくとともに、委員会による市政運営に係る評価について、取り組んでいく必要がある。	2拡充	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
	3	委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	委員会による意見交換会の開催 (関連条文:第5条)	【総務企画常任委員会】 実績なし。 【教育民生常任委員会】 ・H24…保育所協議会、H25…保育所協議会、社会福祉協議会、H26…保育所協議会 【産業建設常任委員会】 ・H24…JA、道の駅、H25…JA、産業振興会、H26…森林組合、農業委員会	総務企画常任委員会において、積極的な意見交換会の開催が必要と思われる。 (行政区長会、消防団など)	2拡充	
政務活動費	15条	会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	政務活動費の交付	月額25,000円/人。 5会派、3議員へ交付。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	収支報告への証拠書類(写)の添付	収支報告書(写)の閲覧を行うとともに、1円以上の経費について領収書の添付を義務付けている。	これまでどおり取り組む。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議会改革推進会議	16条	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	議会改革推進会議の設置	各党派から選出された9名により構成。 【所掌事務】 (1) 議会基本条例第25条に定める、目的が達成されているかの検証及び見直し手続きに関すること。 (2) 議会機能のあり方に関すること。 (3) その他議会の改革に関すること。 【H24実績】 ・議員政治倫理条例案の提出(H25.2.5可決) ・定数条例の一部改正案の提出(H25.2.5可決) 【H25実績】 ・通年議会導入に向けた検討 【H26実績】 ・通年議会導入に係る条例等の一部改正案等の提出(H26.9.24可決) ・基本条例の検証	適切に所掌事務が実施されている。	1継続	
	2	議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	学識経験者等への委員委嘱	実績なし。	必要に応じて委嘱する。	4実施	
	3	第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定(H24.3.23告示第6号) 施行年月日(H24.4.1)	制定済。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
調査機関の設置	17条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	学識経験者で構成する調査機関の設置	実績なし。	今後も、学識経験者が必要と思われる案件について検討を続け、必要に応じて調査機関の設置に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	【参考】三重県議会の取組「財政問題調査会」…県財政にかかわる問題点とその対応方策等について調査。 「議員報酬等に関する在り方調査会」…議員報酬及び政務調査費の在り方について調査。
	2	議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。	調査機関への議員参加				
	3	第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	実績なし。	総合的に調査機関の設置について検討していく必要があると思われる。	4実施	
議員研修の充実強化	18条	議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員研修の充実強化 (関連条文:第3条第2号)	毎年、議会主催による「議員研修会」を開催。 H26は、軽井沢町議会の内堀議運委員長を招き、通年議会について講演をいただいた。 また、県議長会主催による研修会にも参加。 その他、栗原市、一関市との3市議員交流会時に研修会を開催。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。	専門家及び市民との研究の場の設置	実績なし。	今後も、専門家及び市民との研究の場の設置が必要と思われる案件について検討を続け、必要に応じて場の設置に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議会事務局の体制整備	19条	議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化	人的・組織的側面において調査法務機能の充実強化は図られていないが、事務局7名体制という限られた人員の中、事務局長を中心に、執行機関に対する議会の監視力を底辺で支えるという使命感の下、職務に従事している。	今後も、議会事務局の法務機能強化に向け、人員配置、市当局との併任発令など、他自治体議会の状況も参考に検討していく必要がある。	4実施	
議会図書室	20条	議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実	図書室は、種類ごとに区分し整理 ・図書台帳……整備済 ・図書室規程…未整備	各種文献はもとより、先進事例集や各種研修案内など、議員の要望も取り入れながら、図書室の充実に努める必要がある。	4実施	
議員定数	21条	議員定数は、別に条例で定めるところによる。	定数条例の制定・改正	平成25年2月14日条例第2号において、定数を26人とする条例改正が行われ、平成25年4月21日に実施された一般選挙から適用。	議会の果たす役割を考慮し、必要に応じて定数のあり方について検討する必要がある。	1継続	
	2	議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び他の地方公共団体の状況並びに議会が果たす役割を考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	定数改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	定数条例の改正にあたり、区長など15人の参考人招致を実施(H25.1.10)。			
	3	議員定数の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会等又は議員が提案するものとする。	定数条例改正に係る委員会又は議員による提案	平成25年2月14日条例第2号における条例改正は、提出者遠藤音議員、賛成者及川昌憲議員ほか5名により提出。			

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議員報酬	22条	議員報酬は、別に条例で定めるところによる。	議員報酬の条例規定	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	議会の果たす役割を考慮し、議会の活性化を目指すとき、十二分に検討すべきである。	1継続	
	2	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	報酬改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	実績なし。			
	3	議員報酬の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により委員会等又は議員が提案するものとする。	報酬条例改正に係る委員会又は議員による提案	H17.4～H21.4(経過措置) ・議長351,000円、副議長288,000円、議員268,000円 H21.4～H21.11 ・議長529,000円、副議長458,000円、議員428,000円 H21.12～ ・議長491,000円、副議長425,000円、議員398,000円			
議員の政治倫理	23条	議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。	倫理条例の制定	登米市議会議員政治倫理条例(平成25年2月14日登米市条例第1号) 登米市議会議員政治倫理条例施行規程(平成25年2月14日議会告示第1号)	これまでどおり取り組む。	1継続	
最高規範性	24条	この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定してはならない。	基本条例の趣旨に反する条例等の制定	実績なし。	これまでどおり取り組む。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
見直し手続き	25条	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	基本条例の検証	基本条例が施行された平成27年4月1日以降、検証に係る評価項目、実績の洗い出しを行い、作業シート・評価シートを作成。 検証は、条例施行後一定期間が経過した平成26年度に本格的に着手。 他市の評価手法の研究を経て、本市評価表の再検証・決定を行い、第8回会議～第11回会議において、条項ごとの検証を実施。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	—	—	—	—	

※評価項目…全国市議会議長会などで実施している各種調査を参考に「作業シート」を作成し、実績の洗い出し作業を行い、条文の規定に即した評価項目をリストアップ。

※実績…議会基本条例施行後の平成24年度分から平成26年度分を計上。

※議会基本条例のうち、検証が不要と判断したものについては「—」と表示。

タブレット端末導入に当たっての検討事項 (申し送り事項)

①機種を選定及びシステム構築について

(機種を選定は？常時インターネット回線への接続は必要か？)

iPadなど、機種そのものの性能はもちろんのこと、通信モデル、Wi-Fiモデルそれぞれの特徴を十分理解するとともに、緊急時の情報収集・緊急連絡手段となりうることなど、総合的に勘案し、機種を選定にあたる必要がある。

また、データ取得に必要となる議場及び委員会室等へのWi-Fi環境の整備や、クラウド、庁内LANの活用など、タブレット端末導入に当たり、セキュリティ面も含めたシステムの全体像を構築する必要がある。

②試行期間の設定について

(試行期間なく全議員へ一斉配布していいか？)

一部の自治体議会では、試行期間を経て、導入台数を段階的に増やす方法を取り入れていることなどを考慮し、試行期間の設定について検討する必要がある。

【参考】

- ・中野区議会…議員定数42名
配布対象…18台（正副議長、議運委員、事務局）

③ペーパーレスの対象とする会議及び資料の選定について

(どの会議、どの資料を対象とするか？)

現在、以下に掲げる各会議において配布されている資料について、「紙配布」、「データ配布」、「紙資料との併用」などの区分を行うとともに、データ配布資料の印刷希望者への対応方法や、ペーパーレスの対象とする会議の種類について検討する必要がある。

【参考】

- ・本会議配布資料
議事日程、議案書、提案理由説明書、予算書、予算の概要、決算書、別冊資料など
- ・その他の会議は、次第及び関係資料を配布
議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会、会派代表者会議、正副委員長会議、広報広聴委員会、政策企画調整会議、議会改革推進会議

④執行部職員の導入対象範囲について

（議会出席者に限っての配布とするか？）

全議員への配布が基本的な方向性である一方、執行部側の導入については、予算的観点、事務用パソコン更新との整合性、ペーパーレスの対象とする会議の種類によって出席者が異なることなどを鑑み、今後、執行部において十分検討がなされていく、又は、検討を要請していくこととなるが、議会としても執行部職員への導入対象範囲について検討し、執行部と共に目指すべき方向性を共有していく必要がある。

【参考】

- ・議員定数…26名（現員25名）
- ・議会出席執行部職員…22名（追加説明員を除く）
- ・予算・決算審査特別委員会出席者…監査委員、総合支所長など

⑤導入時期について

（議会がまず先行して導入すべきか？）

他市の事例をみると、

「議会が先行して導入するパターン」

「執行部が先行して導入するパターン」

「同時に導入するパターン」

などがあり、今後、ペーパーレス会議の対象とする会議の種類や、執行部職員の導入対象範囲などを考慮し、導入計画を立てる必要がある。

⑥経費負担のあり方について

（全額公費負担とすべきか？）

通信モデルを導入した場合に発生する「毎月の通信費」について、一部の自治体議会では、全額公費ではなく、一部を政務活動費及び個人で負担しているという事例がある。

通信費は定額制であり、どこまでの利用が政務活動で、どこまでの利用が個人かという線引きは、現実として極めて難しいが、これらの事例も踏まえ、今後、経費負担のあり方について検討する必要がある。

【参考】

- ・飯能市議会…通信費年額68,400円（月額5,700円×12月）
負担内訳（公費6分の4、政務活動費6分の1、個人6分の1）
- ・大津市議会…端末と通信費用の半額を議員が個人負担し、残りを政務活動費で補填。

**⑦タブレット端末の利用に伴うルール（使用規程等）の整備について
（全て使用者の良識に委ねていいか？一定のルールづくりは必要！）**

現在、「本会議及び委員会等におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォン等の使用に係る申合せ事項（平27.3.6 議会運営委員会）」により運用しているところである。

タブレット端末の本格導入に伴い、先進自治体議会の使用基準等も参考にしながら、使用者の良識に委ねる部分、セキュリティが必要な部分など、運用上の課題を洗い出し、運用に係るルールづくりを行う必要がある。

**⑧タブレット操作能力の向上に向けた取組について
（どうすれば操作能力が向上するか？）**

導入前後、試行期間の有無にかかわらず、操作説明会の開催、議会改革推進会議によるペーパーレス会議の試験的開催など、操作能力の向上に向けた取組を行う必要がある。

**⑨ペーパーレス（会議資料の電子化）以外のタブレット端末の活用方法について
（様々なタブレット活用策の洗い出しを！）**

「会議資料の電子化」にとどまらず、以下に掲げるような様々な取組について、先進事例を参考にしながら、実施に向けた検討を行う必要がある。

- ・招集通知等、各種文書のメール送受信（事務局⇄議員）
- ・執行部から各議員への情報提供方法の変更（FAX⇒メール）
- ・グループウェアの導入（会議日程などのスケジュール管理）
- ・会議資料以外の例規集、各種計画などのデータ取り込み
- ・議案説明、一般質問時などにおける議場大型モニターとの連動
- ・電子裁決（※新議場システム構築時の検討材料とすべきか）
- ・意見交換会開催時における会場設置大型スクリーンとの連動
- ・政務活動時における必要な資料の取り込み、写真撮影機能の活用
- ・災害時の情報収集・緊急連絡手段
- ・その他、市民向けサービスとしてスマートフォン、タブレット端末を活用した議会中継視聴環境の整備 など

⑩導入後の経費削減効果の把握について

（公費によるタブレット導入、市民へ説明責任を果たすために！）

タブレット端末導入に伴う経費削減効果（会議資料の印刷枚数、職員の労務時間など）について、十分実態を調査・把握し、必要に応じてその効果を市民に対して説明し、議会としての責任を果たしていく必要がある。

⑪タブレット端末の導入にとどまらない登米市議会のＩＣＴ化ビジョンについて

（市民に開かれた市議会を目指すために！）

市民により開かれた、分かりやすい市議会を目指し、タブレット端末の導入にとどまることのない、登米市議会ＩＣＴ化の将来像について、今後、検討していく必要がある。